

## 福岡大学附属大濠高等学校同窓会 理事及び役員の選出に関する細則(案)

本細則は、福岡大学附属大濠高等学校同窓会会則(以下会則と言う)第 8 条及び第 22 条に関し、その選出方法について規定する。

### 第1条 理事の選出

会則第 8 条に規定する理事の選出にあたっては、立候補及び推薦によるものとするが、それが無い場合は以下の方法による選出を行い、常務理事会で決定する。

1 新入会員については本校から提出された学年幹事を基に組織委員会に於いて選出を行う。理事・学年幹事ともに不在の卒回は、組織委員会が選出する。

### 第2条 役員の選出 常務理事及び監事

会則第 22 条に規定する常務理事及び監事の選出にあたっては、理事からの立候補及び推薦によるものとするが、それが無い場合は常務理事会が選出を行い、理事会に推薦し、理事会で決定する。

### 第3条 役員の選出 会長及び副会長

会則第 22 条 2 項に規定する会長の選出にあたっては、会長、副会長及び各委員会委員長で構成する選考委員会を設け選出を行い、常務理事会に推薦し、常務理事会で決定する。

2. 副会長の選出にあたっては常務理事の中から会長が推薦し、常務理事会で決定する。

### 第4条 就任承諾

本細則第 1 条から第 4 条で選出された理事及び役員に対し、就任を依頼し、就任承諾書を受領する。

### 第5条 任期

就任承諾を以て任期の初めとし、任期の確認を行う。事務局は任期確認表を作成する。

### 第6条 本細則の改廃は、常務理事会にて行う。

### 第 7 条 本細則は平成 30 年 9 月 20 日より施行する。